令 和 ９ 年 度 予 算 編 成 方 針

１　本町の財政状況

日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気の緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の混迷や激甚化・頻発化する自然災害の影響により、先行き不透明な状況が続いています。

地方財政においても、地域ＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）やＤＸの推進をはじめ、地域を支える人材育成や防災・減災対策の強化、物価高を踏まえた官公需の価格転嫁、公共施設の適正配置や老朽化対策の推進等、多様化・複雑化する地域・社会課題への取組みを推し進めていく必要がありますが、地方公共団体間の財政力格差や行政サービスの地域間格差が拡大しつつある中、持続可能で活力ある地域社会の実現に向け、安定的な財政基盤をどう構築していくかが大きな課題となっています。

こうした中、本町の令和９年度の財政見通しは、歳入面では、長引く物価上昇や賃上げ、人手不足などにより、個人町民税は増収が見込まれるものの、法人町民税の大幅な増収を期待することは難しく、固定資産税・都市計画税は評価替えや企業誘致条例の適用による減収が見込まれ、町税全体では、今年度当初予算並みになる見込みとなっています。

一方、歳出面では、人事院勧告に伴う人件費や政策金利の引上げによる公債費の増をはじめ、エネルギー価格や賃金の上昇が消費的経費・投資的経費など多くの経費を押し上げ、現時点で大幅な財源不足が懸念される中、第Ｉ期計画の期間満了まで残り４年となった公共施設個別施設計画に定める長寿命化改修等を着実に実施していく必要があるほか、各種行政課題の解決に向け、時代の要請に応える施策事業に財源を配分していかなければなりません。

このように、令和９年度も厳しい財政状況の中で、事業の優先順位の見極めが重要かつ不可欠となっております。

予算編成に当たっては、将来にわたり持続可能な行財政運営のため、職

員一人ひとりが現状を正しく理解・把握し、課題意識を持ち、町民目線に立って先を見据え、必要な施策を積極的に提案するとともに、既存事務事業の徹底した見直しや再構築を進め、町民の心豊かなくらしと明るい未来を実現するための予算としていくことが求められます。

2　予算編成上の基本方針

「第６次愛川町総合計画」前期基本計画が令和１０年度で満了となることから、これまでの実績や経過を確認・分析した上で、目標達成に向け各種施策をより効果的・効率的に展開していくことが求められます。

さらには、人口減少社会が続く中、少子化対策及びこども・若者政策の推進をはじめ、自治体ＤＸの推進、公共施設の総量削減に資する適正配置の検討や老朽化対策の推進など、国施策と整合を図りながら行政機能の再構築を行うとともに、町民の生活を守り、地域の持続性や競争力の向上につながる施策を進めていかなければなりません。

そこで、令和９年度の予算編成に当たっては、様々な行政需要に的確に応えるため、自主財源はもとより、国県支出金等の依存財源を含めてあらゆる財源を最大限に確保するとともに、まちの活力や魅力を高め、安心して暮らすことができる町民本位の事業へ重点的に配分することとします。

また、既存事務事業の見直しや再構築を積極的に行い新規施策の財源を捻出するなど、限られた経営資源を最大限活用することとします。

なお、主要事業の具体化に当たっては、総合計画実施計画をはじめとした町の主要計画との整合を基本とし、特に次の事項を重点取組み課題としますので、基礎的自治体の役割と特性を踏まえ、スピード感をもって多角的・精力的に検討の上、予算編成に臨まれるようお願いします。

(1)　重点取組み課題

自然と人が共生したまちづくり

〇町内循環バスの見直しを含めた持続可能な地域公共交通の確保
〇生活道路の安全対策の充実

○カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの推進
○上下水道施設の安全安心対策の強化
○総合的な空き家対策事業の積極的な推進
○国・県等と連携した危険木対策の強化

安全で安心して暮らせるまちづくり

○既存建築物の耐震化の推進
○消防・救急機能の充実強化
○林野火災に備えた防災対策の強化
○交通安全対策の推進
○地域防災力の向上促進

健康でゆとりとふれあいのまちづくり

○権利擁護体制の充実
○保育士等の確保・定着支援
○乳幼児健診・相談体制の充実
○妊産婦のタクシー利用支援などの充実
○高齢者の移動支援の充実
○官民連携による待機児童ゼロの推進
○健康増進施策の充実強化
○介護予防・日常生活支援総合事業の充実

豊かな人間性を育む文化のまちづくり

○大学生等の通学負担の軽減
○中学校給食費の保護者負担の軽減
○学校体育館におけるエアコン設置の推進
○学校のあり方の調査・検討
○外国籍児童生徒への教育支援の充実
○いじめ・不登校対策の強化
○民間と連携した読書活動の推進
○スポーツ・文化活動の振興
○放課後児童対策の推進
○平和思想の普及啓発促進
○多文化共生の推進
○中津工業団地第１号公園再整備事業の推進

産業と交流によるにぎわいのまちづくり

○地域農業の持続・発展に向けた支援
○新たな企業の誘致促進
○魅力的な観光施策の推進
○中小企業に対する支援の拡大

○観光・産業連携拠点づくり事業の推進
○シティプロモーションと地域ブランド力向上の推進
○国の動きを見据えた物価高・地域経済対策の実施

共に創る持続可能なまちづくり

○自治体ＤＸの推進
○新たな総合計画の策定と着実な実行
○役場庁舎など公共施設のあり方・整備に向けた調査・検討
○ネーミングライツなどを活用した自主財源の確保・創出
○効率的で効果的な行政運営の推進
○自治会活動への支援

(2)　自主財源の確保

自主財源は、行政運営の源泉であるという意識を持ち、税や保険料等については、収納率向上や収入未済額縮減に最大限努力するとともに、使用料・手数料、参加者負担金等は、これまで無料であったものや減免制度も含め、受益者負担の適正化や公平性、妥当性、他自治体の状況を踏まえて見直すほか、施設等の利用者数の増加や稼働率の向上にも努めること。

また、町有財産の売却、企業広告の掲載、ネーミングライツの設定等、町有財産の有効活用のほか、ＳＩＢ（ソーシャルインパクトボンド：自治体や民間事業者、資金提供者などが連携して社会問題の解決を目指す行政手法）やクラウドファンディングなどの手法を検討するとともに、ふるさと納税については、効果的なＰＲにより財源の確保に努めること。

(3)　国・県補助金等の確保

国・県補助事業については、組織横断的に情報共有し、後年度の財政負担等を十分検討した上で、既存の町単独事業についても、事業内容の精査により、新たに補助対象となる場合もあることから、積極的な確保を図ること。

なお、国・県予算の都合により、補助金が減額して交付されるケースもあることから、国・県の動向に留意しながら最新情報の収集に努め、

的確に対応するとともに、必要に応じて制度改正の要望を行うこと。

また、他自治体や民間等の補助制度の活用事例を参考にし、各種の助成制度（【例】スポーツ振興くじ助成）の活用を図るなど、新たな財源の獲得に積極的に取り組むこと。

(4) 扶助費や補助金等の見直し

扶助費については、法令等に定められたもの以外は見直しの対象とし、社会情勢を踏まえ、事業の再構築や廃止などを検討すること。また、対象者の増加が見込まれる場合は、給付水準や助成対象について、近隣自治体の最新の動向を調査するなど比較検証を行い、単価や補助率の見直しを検討し、予算の肥大化を招くことのないようにすること。

関係団体等への運営費、奨励的な補助金及び交付金については、必要性や公益性の十分な精査と検証を行い、団体等の自立的、自主的運営を基本原則として、繰越金や留保財源を確認の上、運営実態に応じて減額や終期を設定するなどの見直しを図ること。

(5) 予算の見積り

令和９年度当初予算の見積りに当たっては、年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出について計上し、年度途中における予算の補正に依存することのないよう留意すること。

また、国による官公需の方針を踏まえ、計上する予算は事業者間の適正な価格転嫁を促進するため、物価上昇等を的確に反映した最新の実勢価格に基づき積算することとし、既契約案件も含め長期継続契約等の複数年度契約においては、期間中の物価変動を踏まえた契約変更の必要性を協議し、価格協議・契約変更に必要な予算を確保すること。

特に、工事関係経費においては、工事内容や見積業者の選定、契約方法、積算について関係各課と事前に調整を図ること。

なお、多額の不用額が生じないよう、過大見積りとならない工法・材料の精査などコスト削減に努めるとともに、設計によりがたい場合には複数

見積による積算を基本とするほか、計画的かつ円滑な事業執行が図られるよう複数年度に分割し進捗調整を行うなど、可能な限り事業費や発注時期の平準化を図ること。

(6)　特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の見積りについては、前記事項に準じて行い、保険税や使用料等の収納率の向上をはじめ、財源確保に最大限の努力を払うとともに、独立採算の原則に則り、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰入金に安易に依存することのないよう、経営感覚を研ぎ澄まし､より一層の経費節減､合理化及び健全経営に努めること。

水道事業及び公共下水道事業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、事業収入の確保に努めるとともに、経営戦略など長期的な収支見通しに基づき、施設の老朽化対策をはじめ、効率的で実効性の高い施策・事業を的確に講じること。

(7)　その他

予算措置に伴い条例等を制定・改廃する必要があるものや、使用料・手数料の改定など町民の利害に直結する重要な事項、また、新たな政策的判断を要す事案については、限られた予算査定日程では十分な協議・検討時間の確保が困難なことから、関係課と事前協議の上、予算査定に先立ち理事者の方針決定を得るとともに、住民への周知方法やスケジュールについても遺漏のないよう検討・想定しておくこと。

なお、予算編成に当たっての細部事項については、別に示す「令和９年度予算編成要領」によるものとする。